令和８年度広島空港発羽田路線利用促進キャンペーン PR 等業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が「令和８年度広島発羽田路線利用促進キャンペーン PR 等業務」における受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

１　業務の目的

2027 年３月にリニューアルをする広島空港のさらなる利用促進及び旅行需要の獲得を目的とし、協議会が実施する「広島空港発羽田路線利用促進キャンペーンの PR 業務」を通じて、路線の認知向上と空路を活用した旅行需要の創出を図るものである。

２　事業予算額

6,230,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）
令和８年度：3,830 千円
令和９年度：2,400 千円

３　業務の期間

令和８年度：契約締結の日から令和９年３月 31 日
令和９年度：令和９年４月１日から令和９年７月 31 日
※広島空港振興協議会の財務規程により契約書は年度ごとに締結
（令和９年度分は広島空港振興協議会理事会の予算承認後速やかに締結）

４　キャンペーンの概要

（１）背景

①毎年実施している協議会の利用実態等調査において、羽田路線は、一番認知されている路線であり、広島空港の基幹路線であるが、新幹線利用を選ぶ旅行者が多い方面であるため、飛行機利用を選んでもらえるよう対策を取る必要がある。

②2027 年３月にリニューアルをする広島空港をより多くの方に利用してもらうために、空の旅の良さを知ってもらう機会とする。

（２）キャンペーン内容

期　間	令和９年４月 19 日（月）～６月 30 日（水）
対象者	広島－羽田の ANA/JAL 便を利用されるお客様
特　典	・広島空港内で利用できるお土産券（1 等 3 千円、2 等 2 千円、3 等 1 千円）を抽選で配布 ・はずれの方の中から抽選で広島空港ラウンジ「YAMANAMI VILLA」利用券を配布 ・特典の配布数は上限を設け、特典の経費は協議会が負担する。 ※今後変更の可能性あり
その他	・特典の引き換え場所は広島空港観光案内所（以下「案内所」という。）とし、案内所への委託は協議会が行う。特典引き換え時は案内所スタッフが航空券を確認する。

５　業務の内容

（１）目標

旅客：476,744 人（R9 年４月 19 日～6 月 30 日）
※参考 474,192 人（R8 年４月～6 月利用旅客実績）

（２）KPI

ウェブ広告等を実施し、インプレッション・リーチ数について、受託者が KPI を設定するとともに、効果測定を行うこと。また、リーチ数に対するキャンペーン参加率を算出するとともに、次回以降の空港利用意向者数の KPI を受託者が設定し、効果測定を行うこと。

（３）ターゲット

広島県内：関東方面への旅行を検討している広島県民。

関東圏：中国地方へ旅行後検討している羽田空港周辺エリアの住民。

（４）取組内容・業務内容

① ランディングページ制作

以下(ア)～(カ)を含むランディングページを作成すること。

（ア） ４(２)のキャンペーンの詳細内容を告知すること。

（イ） ANA/JAL 予約サイトにリンクさせること

※リンクごとのクリック数を把握すること

（ウ） リニューアル後の広島空港の紹介

（エ） ANA/JAL のダイナミックキャンペーン等が期間中に発生した場合は、掲載するなど、可能な限り協力すること

（オ） ランディングページの運用開始は令和９年２月 19 日

（カ） ANA/JAL ホームページ等からキャンペーンページに誘導できるよう、ANA/JAL 側にもランディングページを制作する。

※ANA/JAL に確認した LP 製作費の参考額は、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に提供する。

② ウェブ広告・ランディングページで使用するメインジビジュアル等のクリエイティブ制作

※ラフアイディアを提案企画書に掲示すること

・ANA/JAL、広島空港合同キャンペーンであることを想起させるビジュアルであること

・飛行機利用の利点を活かした旅を想起させるものであること

・飛行機利用の価値を可視化したものであること

・(4)④の内容を反映させたものであること

・令和９年１月末までに完成させること

③ ランディングページへの導入を促すウェブ広告を行うこと

・ターゲットに効果的に刺さる媒体とエリアを選定して実施。選定根拠も示すこと

④ 広島空港ホームページや広島空港 Instagram 等の掲載に必要な画像等のデータを提供すること

⑤ 分析・評価等

KPI の達成に向け、PR 手法ごとに任意の成果目標及び KPI 達成への寄与度の確認方法を事前に定め、業務実施スケジュールの提示、実施・進捗状況に応じた改善協議等を行うとともに、事業終了時に実績値の分析や評価を報告すること。

⑥ キャンペーンの運営

以下(ア)～(カ)を考慮の上、キャンペーン運営を行う。

（ア）オンライン抽選システムを活用し、抽選でお土産券が当たるキャンペーンを実施する。選定の際は、抽選参加人数が把握できるものを採用すること。

（イ）（ア）のシステムをランディングページに連携させてキャンペーン参加を促す。

（ウ）抽選参加者は広島発羽田便（全 15 便/2026 年 11 月現在）の利用者を対象とし、抽選で特典が当たる仕様にする。

（エ）同一の航空券で２回以上抽選に参加できないよう工夫をする。

（オ）キャンペーン特典抽選システム上でアンケート調査を実施する。（調査内容は、採択後に協議の上決定する）

（カ）抽選で外れた方の中から抽選で広島空港ラウンジ「YAMANAMI VILLA」無料利用券が当たるしくみにする。（抽選システムの活用はしなくてもよい）

⑦　成果報告書の作成

今回の結果を踏まえ、中長期的な視点での旅客需要及び広島空港利用者の増加に向けて課題・改善点の提案、実施内容、及び結果についての成果報告書の提出（紙媒体及び電子媒体と広島県庁または、広島空港での報告会の実施）。

6　契約に関する条件等

（1）再委託

受託者は協議会の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

（2）業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（3）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む、）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 17 日広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

（4）成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

（5）貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。賃与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7　留意事項

（1）受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

（2）協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

（3）受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。